

大切な財産を守るために 地籍調査をはじめます

第10回

地籍調査Q&A・その2

今回は、広報10月号の「その1」に引き続き、地籍調査についての簡単なQ&Aをお伝えします。今回は、より実務的なQ&Aをお伝えします。

Q6：地籍調査を行うと、土地の面積が増えたり減ったりするって聞いたんだけど…？

A6：地籍調査とは、地権者の皆さんが現在使っている現状に沿って境界を確認して、その境界で再測量を行うという『現在使用している土地の面積を正しく把握する』事業です。再測量の結果が、現在の土地登記簿の面積と比べて差異が生じるかもしれませんが、正しい面積を測量しただけで、面積が増えたり減ったりする訳では有りません。



Q7：隣の家との境に塀があります。境界の位置によっては塀を壊さないと駄目ですか？

A7：境界の位置は、隣接地権者さんとの話し合いの上決めていただくものなので、境界がどの位置に来るかは、我々には分かりませんが、現状に沿った

正確な地図（新たな公図）を作ることが地籍調査の目的なので、既にある塀や建物を壊すように我々調査員から伝える（お願いする）ことはありません。しかし、仮に調査の結果、自分の塀がお隣の土地に建っているということになれば、お隣の地権者さんとの話し合いは必要だと思われます。



Q8：何代も前の名義人のまま、相続していない土地があるんだけどどうしたらいいの？

A8：まず立会いに関してですが、相続人に出席していただきます。複数の相続人がいる場合は、相続人の中で代表者を決めていただき、その人に出席をお願いします。その際『代表者選任届』という代表者を選任した旨の書類を提出していただきます。次に名義人の変更等についてですが、これに関しては、地籍調査の範囲内で処理を行うこ

とはできませんので、個人間で相続の手続きをお願いいたします。

Q9：広報(12月号)でも紹介されていた「閲覧」っていつ頃、どこで、何日位やるの？

A9：上三川町で一番初めに現地調査が行われる地区に関しては、現地調査が平成20年度に行われますので、その翌年度（平成21年度）の後半に閲覧を予定しています。基本的に、現地調査の翌年度に閲覧を行う形となります。現在のところ、閲覧の場所は役場内を予定しています。閲覧の期間ですが、初日を除く20日間の期間を設け、期間内は土日祝日も閲覧を行います。地籍調査の結果を確認する重要な機会ですので、調査に該当した地権者の人は必ず閲覧においでください。



▼問い合わせ先

都市建設課 地籍調査係

☎9148